

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

○北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例施行規則（道民生活課）	24
○北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則.....（障がい者保健福祉課）	35
○北海道立青少年の森管理規則等を廃止する規則.....（森林活用課）	36

告 示

○森林法による通知に代える公示（2件）.....（治山課）	36
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更.....（治山課）	37

道監査委員公表

○監査公表第11号.....	37
----------------	----

規 則

北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例施行規則をここに公布する。

平成25年10月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第77号

北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例施行規則（趣旨）

第1条 この規則は、北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例（平成25年北海道条例第45号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（実績判定期間の特例の対象となる特定非営利活動法人）

第2条 条例第2条第4項の規則で定める特定非営利活動法人は、条例第20条第1項第1号のみに該当し、指定の取消しを受けた特定非営利活動法人とする。

（指定の申出）

第3条 条例第3条第1項の申出書は、別記第1号様式の控除対象特定非営利活動法人指定

申出書によるものとする。

2 条例第3条第1項第7号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業年度
- (2) 過去の指定及び指定の取消しの有無
- (3) その申出において適用する公益性要件（条例第4条第1項第2号に規定する道民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準をいう。）
- (4) 主たる事務所以外の事務所の責任者の氏名及び役職名

3 条例第3条第2項第3号の書類は、別記第2号様式の寄附金充当予定事業一覧によるものとする。

（寄附金等収入金額に会費の一部を加えることができる特定非営利活動法人の要件）

第4条 条例第4条第1項第2号アの規則で定める要件は、次に掲げるものとする。

- (1) 社員の会費の額が合理的と認められる基準により定められていること。
- (2) 社員（役員、役員の配偶者及び3親等以内の親族並びに役員と特殊の関係（第18条に規定する関係をいう。第8条及び第33条第1項第4号において同じ。）のある者を除く。）の数が20人以上であること。
（総収入金額から控除されるもの）

第5条 条例第4条第1項第2号ア(ア)の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 国の補助金等（条例第4条第1項第2号ア(ア)に規定する国の補助金等をいう。第27条において同じ。）
- (2) 委託の対価としての収入で国等（条例第4条第1項第2号ア(ア)に規定する国等をいう。）から支払われるもの
- (3) 法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分
- (4) 資産の売却による収入で臨時的なもの
- (5) 遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。）により受け入れた寄附金又は贈与者の被相続人に係る相続の開始があったことを知った日の翌日から10月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部若しくは一部を当該贈与者からの贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）により受け入れた寄附金のうち、1者当たり基準限度超過額（条例第4条第1項第2号ア(イ)に規定する1者当たり基準限度超過額をいう。第7条第1号において同じ。）に相当する部分
- (6) 実績判定期間における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が1,000円に満たないもの
- (7) 寄附者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）が明らかな寄附金以外の寄附金

(同一の者からの寄附金の額のうち1者当たり基準限度となる金額)

第6条 条例第4条第1項第2号ア(イ)の規則で定める金額は、同号ア(イ)に規定する受入寄附金総額の100分の10(寄附者が法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第77条各号に掲げる法人、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人又は控除対象特定非営利活動法人である場合にあっては、受入寄附金総額の100分の50)に相当する金額とする。

(受入寄附金総額から控除される寄附金の額)

第7条 条例第4条第1項第2号ア(イ)の規則で定める寄附金の額は、次に掲げる金額とする。

- (1) 受け入れた寄附金の額のうち1者当たり基準限度超過額
- (2) 実績判定期間における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が1,000円に満たない場合の当該合計額
- (3) 寄附者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)が明らかでない寄附金以外の寄附金の額

(役員が寄附者である場合の金額の算出方法の特例)

第8条 条例第4条第1項第2号ア(ア)及び(イ)に掲げる金額を算出する場合において、役員が寄附者であって、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び3親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者があるときは、これらの者は当該役員と同一の者とみなす。

(判定基準寄附者について明らかにすべき事項)

第9条 条例第4条第1項第2号イの規則で定める事項は、寄附者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)とする。

(実績判定期間の月数の計算方法)

第10条 条例第4条第1項第2号イの月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

(市町村の長の意見の照会)

第11条 条例第4条第1項第2号ウの市町村の長の意見は、特定非営利活動法人からの条例第3条第1項の申出書の提出後、速やかに、当該特定非営利活動法人の行った事業活動による地域貢献の状況その他の事項に関して、知事が照会するものとする。

(事業活動に関する情報提供の手段)

第12条 条例第4条第1項第3号ア(ア)の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙
- (2) 道又は道内の市町村が発行する広報誌
- (3) 放送法(昭和25年法律第132号)に基づくテレビジョン放送又はラジオ放送
- (4) 定期的に発行される雑誌
- (5) その他知事が別に定めるもの

(事業活動のうちにその対象が会員等である活動等の占める割合)

第13条 条例第4条第1項第4号の規則で定める割合は、実績判定期間において、当該申出に係る特定非営利活動法人の行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数その他の合理的な指標により当該事業活動のうちに同号アからエまでに掲げる活動の占める割合を算定する方法により算定した割合とする。

(会員に類するもの)

第14条 条例第4条第1項第4号アの規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 当該申出に係る特定非営利活動法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等(条例第4条第1項第4号アに規定する資産の譲渡等をいう。以下同じ。)を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として当該申出に係る特定非営利活動法人の帳簿又は書類その他に氏名(法人にあっては、その名称)が記載された者であって、当該申出に係る特定非営利活動法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受け、又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者

- (2) 当該申出に係る特定非営利活動法人の役員

(特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に関係しない者)

第15条 条例第4条第1項第4号アの当該申出に係る特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に関係しない者で規則で定めるものは、当該申出に係る特定非営利活動法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であって、当該資産の譲渡等以外の当該申出に係る特定非営利活動法人の活動に関係しない者とする。

(その対象が会員等である資産の譲渡等から除かれる活動)

第16条 条例第4条第1項第4号アに規定する規則で定める活動は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該申出に係る特定非営利活動法人が行う資産の譲渡等で、その対価として当該資産の譲渡等に係る通常の対価の額のおおむね100分の10程度に相当する額以下のもの及び交通費、消耗品費その他当該資産の譲渡等に付随して生ずる費用でその実費に相当する額(次号において「付随費用の実費相当額」という。)以下のものを会員等(条例第4条第1項第4号アに規定する会員等をいう。以下この条において同じ。)から得て行うもの

- (2) 当該申出に係る特定非営利活動法人が行う役務の提供で、最低賃金法(昭和34年法律第137号)第4条第1項の規定により使用者が労働者に支払わなければならないこととされている賃金の算定の基礎となる同法第9条第1項に規定する地域別最低賃金の額を会員等が当該申出に係る特定非営利活動法人に支払う当該役務の提供の対価の額の算定の基礎となる額とみなして、これと当該役務の提供の従事者の作業時間数に基づいて算出される金額におおむね相当する額以下のもの及び付随費用の実費相当額以下のものをその対価として会員等から得て行うもの

- (3) 特定非営利活動促進法別表第19号に掲げる活動を主たる目的とする特定非営利活動法人が行うその会員等の活動(公益社団法人若しくは公益財団法人である会員等又は同法

第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人若しくは控除対象特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限る。)に対する助成

(その便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動から除かれる活動)

第17条 条例第4条第1項第4号イに規定する規則で定める活動は、前条第3号に掲げる活動とする。

(特殊の関係)

第18条 条例第4条第1項第5号ア(ア)の規則で定める特殊の関係は、次に掲げる関係とする。

- (1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- (2) 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- (3) 前2号に掲げる関係のある者の配偶者及び3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

(特定の法人との関係)

第19条 条例第4条第1項第5号ア(イ)の規則で定める関係は、一の者(法人に限る。)が法人の発行済株式又は出資(その有する自己の株式又は出資を除く。以下この条において「発行済株式等」という。)の総数又は総額の100分の50以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合における当該一の者と当該法人との間の関係(以下この条において「直接支配関係」という。)とする。この場合において、当該一の者及びこれとの間に直接支配関係がある1若しくは2以上の法人又は当該一の者との間に直接支配関係がある1若しくは2以上の法人が他の法人の発行済株式等の総数又は総額の100分の50以上の数又は金額の株式又は出資を保有するときは、当該一の者は当該他の法人の発行済株式等の総数又は総額の100分の50以上の数又は金額の株式又は出資を保有するものとみなす。

(役員又は使用人である者との特殊の関係)

第20条 条例第4条第1項第5号ア(イ)の規則で定める特殊の関係は、第18条第2号中「役員」とあるのを「役員又は使用人である者」と読み替えた場合における同条各号に掲げる関係とする。

(特定の者の数の役員の総数のうちに占める割合の基準の適合に関する判定)

第21条 条例第4条第1項第5号アに掲げる基準に適合するか否かの判定に当たっては、当該特定非営利活動法人の責めに帰することのできない事由により当該基準に適合しないこととなった場合において、その後遅滞なく当該基準に適合していると認められるときは、当該基準に継続して適合しているものとみなす。

(取引の記録並びに帳簿及び書類の保存)

第22条 条例第4条第1項第5号ウの規定による取引の記録並びに帳簿及び書類の保存は、法人税法施行規則(昭和40年大蔵省令第12号)第53条から第59条までの規定に準じて行うものとする。

(不適正な経理)

第23条 条例第4条第1項第5号エの規則で定める経理は、当該特定非営利活動法人の経理でその支出した金銭の費途が明らかでないものがあるもの、帳簿に虚偽の記載があるものその他の不適正な経理とする。

(役員、社員、職員若しくは寄附者等との特殊の関係)

第24条 条例第4条第1項第6号イの規則で定める特殊の関係は、第18条第2号中「役員」とあるのを「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族」と読み替えた場合における同条各号に掲げる関係とする。

(特定の者と特別の関係がないものとされる基準)

第25条 条例第4条第1項第6号イの規則で定める基準は、次に掲げる基準とする。

- (1) 当該役員の職務の内容、当該特定非営利活動法人の職員に対する給与の支給の状況、当該特定非営利活動法人とその活動内容及び事業規模が類似するものの役員に対する報酬の支給の状況等に照らして当該役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給を行わないことその他役員等(役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族又はこれらの者と前条に規定する特殊の関係のある者をいう。以下この条及び第33条第1項第3号イにおいて同じ。)に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと。
- (2) 役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時ににおける価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡を行わないことその他これらの者と当該特定非営利活動法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと。
- (3) 役員等に対し役員の選任その他当該特定非営利活動法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと。
- (4) 営利を目的とした事業を行う者、条例第4条第1項第6号ア(ア)から(ウ)までに掲げる活動を行う者又は同号ア(ウ)の特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し、寄附を行わないこと。

(特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合に準ずる割合)

第26条 条例第4条第1項第6号ウの規則で定める割合は、実績判定期間において、当該申出に係る特定非営利活動法人の行った事業活動に係る従事者の作業時間数その他の合理的な指標により当該事業活動のうちに特定非営利活動が占める割合を算定する方法により算定した割合とする。

(国の補助金等がある場合における寄附金等収入金額の割合の計算方法等)

第27条 条例第3条第1項の申出書を提出した特定非営利活動法人の実績判定期間に国の補助金等がある場合における条例第4条第1項第2号アに規定する割合の計算については、当該国の補助金等の金額のうち同号ア(イ)に掲げる金額に達するまでの金額は、同号アに規定する寄附金等収入金額に含めることができる。この場合において、当該国の補助金等の

金額は、同号アに規定する経常収入金額に含めるものとする。

(合併特定非営利活動法人に関する条例第3条及び第4条の規定の適用)

第28条 指定を受けようとする特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人で条例第3条第1項の申出書を提出しようとする事業年度の初日においてその合併の日以後1年を超える期間が経過していないものである場合における同条及び条例第4条の規定の適用については、条例第2条第4項中「の末日」とあるのは「の末日（当該末日の翌々日以後に合併をした場合にあっては、その合併の日の前日。以下この項において同じ。）」と、「各事業年度」とあるのは「当該特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の各事業年度」と、条例第4条第1項第10号中「その設立の日」とあるのは「当該申出に係る特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日」とする。

2 前項に規定する場合において、当該特定非営利活動法人の合併前の期間につき条例第4条第1項第2号から第4号まで、第6号ウ及びエ並びに第11号に掲げる基準に適合するか否かの判定は、次の各号に掲げる基準に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 条例第4条第1項第2号から第4号まで並びに第6号ウ及びエに掲げる基準 当該特定非営利活動法人及び合併によって消滅した各特定非営利活動法人を一の法人とみなして判定すること。

(2) 条例第4条第1項第11号（同項第7号イに係る部分を除く。）に掲げる基準 当該特定非営利活動法人及び合併によって消滅した各特定非営利活動法人のそれぞれについて判定すること。

(3) 条例第4条第1項第11号（同項第7号イに係る部分に限る。）に掲げる基準 当該特定非営利活動法人及び合併によって消滅した各特定非営利活動法人（いずれも実績判定期間中に指定を受けていた期間が含まれるものに限る。）のそれぞれについて判定すること。

3 前2項の規定は、指定を受けようとする特定非営利活動法人が合併によって設立した特定非営利活動法人で条例第3条第1項の申出書を提出しようとする事業年度の初日においてその設立の日以後1年を超える期間が経過していないものである場合における同条及び条例第4条の規定の適用について準用する。この場合において、第1項中「当該末日の翌々日以降に合併をした場合にあっては、その合併」とあるのは「次条第1項の申出書を提出しようとする日の前日において、設立後最初の事業年度が終了していない場合にあっては、その設立」と、同項中「当該特定非営利活動法人又は合併」及び「当該申出に係る特定非営利活動法人又は合併」とあり、並びに前項各号中「当該特定非営利活動法人及び合併」とあるのは「合併」と、同項中「合併前」とあるのは「設立前」と、それぞれ読み替えるものとする。

(指定があったときに公表すべき事項)

第29条 条例第7条第2項第7号の規則で定める事項は、当該控除対象特定非営利活動法人に対する寄附金が指定により個人の道民税の寄附金税額控除の対象となる期間とする。

(指定の有効期間の更新の申出)

第30条 条例第9条第2項の規則で定める期間は、指定の有効期間（指定の有効期間の更新がされた場合にあっては、当該更新された有効期間）の満了の日の9月前から5月前までの間で知事が別に定める期間とする。

2 条例第9条第3項において準用する条例第3条第1項の申出書は、別記第3号様式の控除対象特定非営利活動法人指定更新申出書によるものとする。

3 第3条（第1項及び第2項第2号を除く。）から前条まで（第28条第2項（第2号及び第3号に係る部分に限る。）を除く。）の規定は、指定の有効期間の更新の申出について準用する。

(変更の届出)

第31条 条例第10条第1項の規定による条例第3条第1項各号（第5号を除く。）に掲げる事項の変更の届出は、別記第4号様式の控除対象特定非営利活動法人変更届出書に当該変更事項の内容を説明する書類を添えて行わなければならない。

2 条例第10条第2項の規定による役員の氏名又は住所若しくは居所の変更の届出は、別記第4号様式の控除対象特定非営利活動法人変更届出書に変更後の役員名簿及び条例第6条第1号に該当しない旨を説明する書類を添えて行わなければならない。

3 条例第10条第3項の規定による定款の変更の届出は、別記第4号様式の控除対象特定非営利活動法人変更届出書に変更後の定款及び次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて行わなければならない。

(1) 特定非営利活動法人の登記事項に係る変更の場合 登記事項証明書

(2) 前号に規定する場合以外の場合 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（特定非営利活動促進法第25条第3項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係るものにあっては、当該認証を受けたことを証する書類の写し）

(申出書の添付書類及び役員報酬規程等の備置き及び作成)

第32条 条例第12条第1項の規定による条例第3条第2項第2号及び第3号に掲げる書類の備置きは、条例第12条第5項の規定による当該書類の閲覧を支障なく行わせることができる状態で行うものとする。同条第2項の規定による同項各号に掲げる書類の備置き、同条第3項の規定による同項に規定する書類の備置き及び同条第4項の規定による同項に規定する書類の備置きについても、同様とする。

2 条例第12条第2項の規定による同項各号に掲げる書類の作成は、当該書類が同条第5項又は条例第14条の規定により閲覧に供されること及び条例第12条第6項の規定により公表されることにも配慮し、当該控除対象特定非営利活動法人の事業及び運営の状況を容易に

理解することができるような表記により行うものとする。同条第3項の規定による同項に規定する書類の作成及び同条第4項の規定による同項に規定する書類の作成についても、同様とする。

(控除対象特定非営利活動法人がその事務所に備え置くべき書類)

第33条 条例第12条第2項第3号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
- (2) 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
- (3) 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
 - ア 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引
 - イ 役員等との取引
- (4) 寄附者(当該控除対象特定非営利活動法人の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該控除対象特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
- (5) 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
- (6) 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
- (7) 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合(その金額が200万円以下の場合に限る。)におけるその金額及び使途並びにその実施日

2 条例第12条第2項第4号の規則で定める書類は、条例第4条第1項第5号(イに係る部分を除く。)、第6号ア及びイ、第7号並びに第9号に掲げる基準に適合している旨並びに条例第6条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類とする。

(控除対象特定非営利活動法人がインターネットの利用により公表する書類)

第34条 条例第12条第6項の規則で定めるものは、同条第2項第2号に掲げる書類並びに同項第3号に掲げる書類のうち前条第1項第2号及び第5号に掲げる事項を記載したものと

する。

(役員報酬規程等の提出)

第35条 条例第13条第1項の規定による書類の提出は、各事業年度終了の日の翌日から3月以内に、別記第5号様式の控除対象特定非営利活動法人役員報酬規程等提出書により行わなければならない。

2 条例第13条第2項の規定による書類の提出は、各事業年度終了の日の翌日から3月以内に、別記第6号様式の控除対象特定非営利活動法人事業報告書等提出書により行わなければならない。

3 条例第13条第3項の規定による書類の提出は、条例第3条第4項に規定する権限移譲市

町村の長に対し、各事業年度終了の日の翌日から4月以内に提出するよう求めるものとする。

4 条例第13条第4項の規定による条例第12条第3項に規定する書類の提出は、助成金の支給後、遅滞なく、別記第7号様式の控除対象特定非営利活動法人助成金支給実績提出書により行わなければならない。

5 条例第13条第4項の規定による条例第12条第4項に規定する書類の提出は、事前に(災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の提出が困難なときは、事後遅滞なく)、別記第8号様式の控除対象特定非営利活動法人海外送金・金銭持出し提出書により行わなければならない。

(役員報酬規程等の公開)

第36条 条例第14条の規定による閲覧又は謄写は、総務部人事局法制文書課行政情報センター及び控除対象特定非営利活動法人の事務所所在地を所管する総合振興局又は振興局において行わせるものとする。

(解散の届出)

第37条 条例第15条の規定による解散の届出は、別記第9号様式の控除対象特定非営利活動法人解散届出書により行わなければならない。

(合併届出書)

第38条 条例第16条第1項の規定による合併の届出は、別記第10号様式の控除対象特定非営利活動法人合併届出書により行わなければならない。

(控除対象特定非営利活動法人の合併についての届出及び確認に関する技術的読替え等)

第39条 条例第16条第4項の規定により条例第2条第4項、第3条第2項、第4条(第1項第10号に係る部分を除く。)、第6条、第7条及び第12条第1項の規定を準用する場合には、条例第2条第4項中「指定を受けようとする特定非営利活動法人の」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人(合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人。以下この項において同じ。)の各事業年度のうち」と、「5年(指定を受けたことのない特定非営利活動法人その他規則で定める特定非営利活動法人が指定を受けようとする場合にあっては、2年)」とあるのは「2年」と、「各事業年度」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人の各事業年度」と、条例第3条第2項中「前項の申出書」とあるのは「第16条第1項の規定による届出」と、条例第4条第1項中「前条第1項の申出書を提出した特定非営利活動法人」とあるのは「第16条第1項の規定による届出に係る合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人」と、「指定のために必要な手続を行う」とあるのは「同条第2項の規定による確認をする」と、同項第2号イ及び第4号ア中「当該申出に係る」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設

立する」と、同条第2項中「地方税法第37条の2第3項の申出をした」とあるのは「第16条第1項の規定による届出に係る合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する」と、条例第6条中「該当する特定非営利活動法人」とあるのは「該当する合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人」と、「指定のために必要な手続を行わない」とあるのは「第16条第2項の規定による第4条第1項各号（第10号を除く。）に掲げる基準に適合する旨の確認（次条及び第12条第1項において「確認」という。）をしない」と、条例第7条第1項中「指定があったときは」とあるのは「確認をしたときは」と、「指定のために必要な手続を行わないことを決定したとき又は指定がなかったときは」とあるのは「確認をしなかったときは」と、「当該申出をした特定非営利活動法人」とあるのは「当該届出をした控除対象特定非営利活動法人（合併後にあっては、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人）」と、同条第2項中「指定があったときは」とあるのは「確認をしたときは」と、「控除対象特定非営利活動法人」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人」と、条例第12条第1項中「控除対象特定非営利活動法人」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人」と、「指定を受けた」とあるのは「確認を受けた」と、「指定の効力」とあるのは「合併の効力」と、それぞれ読み替えるものとする。

2 条例第16条第4項の規定により条例第2条第4項の規定を準用する場合において、合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人。以下この項において同じ。）の実績判定期間につき条例第16条第4項において準用する条例第4条第1項第2号から第4号まで、第6号ウ及びエ並びに第11号に掲げる基準に適合するか否かの判定は、次の各号に掲げる基準に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 条例第16条第4項において準用する条例第4条第1項第2号から第4号まで並びに第6号ウ及びエに掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人を一の法人とみなして判定すること。
- (2) 条例第16条第4項において準用する条例第4条第1項第11号（同項第7号イに係る部分を除く。）に掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人のそれぞれについて判定すること。
- (3) 条例第16条第4項において準用する条例第4条第1項第11号（同項第7号イに係る部分に限る。）に掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人（いずれも実績判定期間中に指定を受けていた期間が含まれるものに限る。）のそれぞれについて判定すること。
（合併の届出等への準用）

第40条 第3条第3項の規定は条例第16条第1項の規定による届出について、第4条から第27条まで、第29条及び第32条の規定は条例第16条第2項の規定による確認について準用する。

（身分証明書）

第41条 条例第17条第6項の証明書は、別記第11号様式の身分証明書によるものとする。
（聴聞）

第42条 条例第20条第3項の規則で定める場合は、北海道行政手続条例（平成7年北海道条例第19号）第13条第2項第1号及び第2号に該当する場合とする。

2 条例第20条第3項の規定による聴聞の手続は、北海道行政手続条例第3章第2節及び北海道聴聞規則（平成6年北海道規則第101号）の規定の例による。
（知事への委任）

第43条 この規則に定めるもののほか、控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記第1号様式（第3条関係）

控除対象特定非営利活動法人指定申出書

年 月 日 北海道知事 様	主たる事務所の所在地	〒 電 話 番 号 F A X 番 号
	フリガナ 法人の名称	
	フリガナ 代表者の氏名	印
	設立年月日	年 月 日
	事業年度	月 日～ 月 日
	過去の指定の有無（過去の指定の有効期間）	有 ・ 無 〔 自 年 月 日 〕 〔 至 年 月 日 〕
	指定の取消しの有無（取消日）	有 ・ 無 (年 月 日)
本申出において適用する公益性要件 ☐ 相対値基準(条例第4条第1項第2号アに掲げる基準) ☐ 絶対値基準(条例第4条第1項第2号イに掲げる基準)		

☐ 市町村条例個別指定法人（条例第4条第1項第2号ウに掲げる基準に適合する特定非営利活動法人）		
控除対象特定非営利活動法人の指定を受けたいので、地方税法第37条の2第3項の規定により、申し出ます。		
(現に行っている事業の概要)		
上記以外の事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名	役職名
〒 電 話 番 号 F A X 番号		
〒 電 話 番 号 F A X 番号		

(備考)

- 過去に指定（有効期間の更新を除く。）又は指定の取消しを複数回受けている場合は、直近の指定の有効期間又は取消日を記載すること。
- 「上記以外の事務所の所在地」の欄には、定款に記載のある従たる事務所を全て記載すること。なお、書ききれない場合は、別紙に記載の上添付すること。
- 「左記の事務所の責任者の氏名」の欄には、その事務所における判断事項について責任を持って判断ができる者を記載すること。
- 「現に行っている事業の概要」欄については、その内容を説明する書類を別紙として添付すること。
- 申出書には、次に掲げる書類を添付すること。
 - 実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿（条例第3条第2項第1号）。ただし、条例第4条第1項第2号ウに掲げる基準に適合する特定非営利活動法人が申請をする場合を除く。
 - 条例第4条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（(1)に掲げる書類を除く。）及び条例第6条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類（条例第3条第2項第2号）
 - 寄附金充当予定事業一覧（別記第2号様式）

(日本工業規格 A4)

別記第2号様式（第3条関係）

寄附金充当予定事業一覧

特定非営利活動法人の名称							
事業名	具体的な事業内容	実 予 年	施 定 月	実施予定 場 所	従事者の 予定 人 数	受益対象者の 範囲及び 予定 人数	寄附金充当 予 定 額
							円
							円
							円
							円

寄附金の受入れ及び支出に利用する銀行口座名

(日本工業規格 A4)

別記第3号様式（第30条関係）

控除対象特定非営利活動法人指定更新申出書

年 月 日 北海道知事 様	主たる事務所の 所 在 地	〒 電 話 番 号 F A X 番号
	フリガナ 法人の名称	
	フリガナ 代表者の氏名	印
	指定の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日
	指定の有効期間 の満了日の9月	年 月 日

	前の日		
	指定の有効期間 の満了日の5月 前の日	年 月 日	
	事業年度	月 日～ 月 日	
	本申出において適用する公益性要件 ☐ 相対値基準(条例第4条第1項第2号アに掲げる基準) ☐ 絶対値基準(条例第4条第1項第2号イに掲げる基準) ☐ 市町村条例個別指定法人(条例第4条第1項第2号ウ に掲げる基準に適合する特定非営利活動法人)		
控除対象特定非営利活動法人の指定の有効期間の更新を受けたいので、北海道控除 対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例第9条第2項の規定により、申 し出ます。			
(現に行っている事業の概要)			
上記以外の事務所の所在地		左記の事務所の責任者の氏名	役職名
〒 電 話 番 号 F A X 番号			
〒 電 話 番 号 F A X 番号			

(備考)

- 「指定の有効期間」の欄には、直近の指定を受けた日から継続している有効期間を記載すること。
- 「上記以外の事務所の所在地」の欄には、定款に記載のある従たる事務所を全て記載すること。なお、書ききれない場合は、別紙に記載の上添付すること。
- 「左記の事務所の責任者の氏名」の欄には、その事務所における判断事項について責任を持って判断ができる者を記載すること。
- 「現に行っている事業の概要」欄については、その内容を説明する書類を別紙として添付すること。
- 申出書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、既に知事に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

- 条例第4条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類(条例第3条第2項第1号に掲げる書類を除く。)及び条例第6条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類(条例第3条第2項第2号)
- 寄附金充当予定事業一覧(別記第2号様式)

(日本工業規格 A4)

別記第4号様式(第31条関係)

控除対象特定非営利活動法人変更届出書

年 月 日 北海道知事 様	主たる事務所の 所 在 地	〒 電 話 番 号 F A X 番号
	フリガナ 法人の名称	
	フリガナ 代表者の氏名	印
	指定の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日

次の事項について変更したので、北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例第10条の規定により、届け出ます。

変更事項	変更後	変更前	変更年月日

(備考)

- 「指定の有効期間」の欄には、直近の指定を受けた日から継続している有効期間を記載すること。
- 条例第3条第1項各号(第5号を除く。)に掲げる事項の変更の届出にあっては、変更事項の内容を説明する書類を添付すること。ただし、既に知事に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる(条例第10条第1項)。
- 役員の氏名又は住所若しくは居所の変更の届出にあっては、変更後の役員名簿及び条例第6条第1号に該当しない旨を説明する書類を添付すること(条例第10条第2項)。
- 定款の変更にあっては、変更後の定款及び次に掲げる場合の区分に応じ、当該各

号に定める書類を添付すること（条例第10条第3項）。

- (1) 特定非営利活動法人の登記事項に係る変更の場合 登記事項証明書
- (2) (1)以外の場合 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（特定非営利活動促進法第25条第3項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係るものにあつては、当該認証を受けたことを証する書類の写し）
(日本工業規格 A4)

別記第5号様式（第35条関係）

控除対象特定非営利活動法人役員報酬規程等提出書

年 月 日 北海道知事 様	主たる事務所の所在地	〒 電 話 番 号 F A X 番 号
	フリガナ 法人の名称	
	フリガナ 代表者の氏名	印
	指定の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日
	事業年度	月 日～ 月 日

北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例第13条第1項の規定により、次の書類を提出します。

記

- 1 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- 2 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の次に掲げる事項を記載した書類
 - (1) 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
 - (2) 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
 - (3) 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
 - ア 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引
 - イ 役員等との取引
- (4) 寄附者（当該控除対象特定非営利活動法人の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該控除対象特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）

の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日

- (5) 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
 - (6) 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
 - (7) 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合（その金額が200万円以下の場合に限る。）におけるその金額及び使途並びにその実施日
- 3 条例第4条第1項第5号（イに係る部分を除く。）、第6号ア及びイ、第7号並びに第9号に掲げる基準に適合している旨及び条例第6条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類

(日本工業規格 A4)

別記第6号様式（第35条関係）

控除対象特定非営利活動法人事業報告書等提出書

年 月 日 北海道知事 様	主たる事務所の所在地	〒 電 話 番 号 F A X 番 号
	フリガナ 法人の名称	
	フリガナ 代表者の氏名	印
	指定年月日	年 月 日
	指定の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日

次に掲げる前事業年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）の事業報告書等について、北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例第13条第2項の規定により、提出します。

記

- 1 前事業年度の事業報告書
- 2 前事業年度の活動計算書
- 3 前事業年度の貸借対照表
- 4 前事業年度の財産目録
- 5 前事業年度の年間役員名簿
- 6 前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面
(備考)
 - 1 特定非営利活動に係る事業のほか、その他の事業を行う場合には、活動計算書を

一つの書類の中で別欄表示し、また、その他の事業を実施していない場合は脚注においてその旨を記載するか、あるいはその他の事業の欄全てに「ゼロ」を記載すること。

- 2 上記5の書類は、前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿とすること。

(日本工業規格 A4)

別記第7号様式 (第35条関係)

控除対象特定非営利活動法人助成金支給実績提出書

年 月 日 北海道知事 様	主たる事務所の所在地	〒 電 話 番 号 F A X 番 号
	フリガナ 法人の名称	
	フリガナ 代表者の氏名	印
	指定年月日	年 月 日
	指定の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日

助成金の支給を行ったので、北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例第13条第4項の規定により、その助成の実績を次のとおり提出します。

支給日	支給対象者	支給金額	助成対象の事業等
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	

(備考)

助成の実績について書ききれない場合は、別紙に記載の上添付すること。

(日本工業規格 A4)

別記第8号様式 (第35条関係)

控除対象特定非営利活動法人海外送金・金銭持出し提出書

年 月 日 北海道知事 様	主たる事務所の所在地	〒 電 話 番 号 F A X 番 号
	フリガナ 法人の名称	
	フリガナ 代表者の氏名	印
	指定年月日	年 月 日
	指定の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日

海外へ200万円超の送金（金銭の持出し）を行うことになった（行った）ので、北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例第13条第4項の規定により、その金額及び使途並びにその予定日（実施日）を提出します。

金 額	使 途	予 定 日 (実 施 日)
円		年 月 日
円		年 月 日
円		年 月 日
円		年 月 日
円		年 月 日

(事前に提出できなかった場合、その理由)

(備考)

金額及び使途並びに予定日（実施日）が書ききれない場合は、別紙に記載の上添付すること。

(日本工業規格 A4)

別記第9号様式 (第37条関係)

控除対象特定非営利活動法人解散届出書

年 月 日 北海道知事 様	主たる事務所の所在地	〒 電 話 番 号 F A X 番 号
------------------	------------	---------------------------

	フリガナ 法人の名称	
	フリガナ 清算人の氏名	印
	清算人の住所又は居所	〒 電 話 番 号 F A X 番 号
	指定年月日	年 月 日
	指定の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日
次のとおり控除対象特定非営利活動法人を解散したので、北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例第15条の規定により、届け出ます。		
1	解散年月日	
2	解散の理由	
3	残余財産の処分方法	

- (備考)
- 1 特定非営利活動促進法第31条第2項の規定による知事の認定を受けている場合又は同条第4項の規定による届出若しくは条例第16条第1項の規定による届出を既に知事に行った場合は、この届出を要しない。
- 2 解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。
(日本工業規格 A4)

別記第10号様式 (第38条関係)

控除対象特定非営利活動法人合併届出書

年 月 日 北海道知事 様	主たる事務所の所在地	〒 電 話 番 号 F A X 番 号
	フリガナ 法人の名称	
	フリガナ 代表者の氏名	印
	指定年月日	年 月 日
	指定の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日

	事業年度	月 日～ 月 日	
	本届出において適用する公益性要件 ☐ 相対値基準(条例第4条第1項第2号アに掲げる基準) ☐ 絶対値基準(条例第4条第1項第2号イに掲げる基準) ☐ 市町村条例個別指定法人(条例第4条第1項第2号ウに掲げる基準に適合する特定非営利活動法人)		
年 月 日付けで特定非営利活動促進法第34条第3項の認証の申請をしたので、北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例第16条第1項の規定により、届け出ます。			
合併後存続する法人又は合併によって設立する法人	フリガナ 法人の名称		
	フリガナ 代表者の氏名		
	主たる事務所の所在地	〒 電 話 番 号 F A X 番 号	
	現に行っている事業の概要		
	区分	指定・その他	
	上記以外の事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名	役職名
	〒 電 話 番 号 F A X 番 号		
合併によって消滅する法人	フリガナ 法人の名称		
	フリガナ 代表者の氏名		
	主たる事務所の所在地	〒 電 話 番 号 F A X 番 号	
	現に行っている事業の概要		
	区分	指定・その他	

(備考)

- 合併後存続する法人若しくは合併によって設立する法人の主たる事務所以外の事務所又は合併によって消滅する法人が複数ある場合には、別紙に記載の上添付すること。
- 区分欄には、その法人が該当するものを「○」で囲むこと。
- 「現に行っている事業の概要」欄については、その内容を説明する書類を別紙として添付すること。
- 届出書には、次に掲げる書類を添付すること。
 - 実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿（条例第16条第4項において準用する条例第3条第2項第1号）。ただし、条例第16条第4項において準用する条例第4条第1項第2号ウに掲げる基準に適合する特定非営利活動法人が申請する場合を除く。
 - 条例第16条第4項において準用する条例第4条第1項各号（第10号を除く。）に適合する旨を説明する書類（(1)に掲げる書類を除く。）及び条例第16条第4項において準用する条例第6条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類（条例第16条第4項において準用する条例第3条第2項第2号）
 - 寄附金充当予定事業一覧（別記第2号様式）

（日本工業規格 A 4）

別記第11号様式（第41条関係）

〈表 面〉

第 号	
所 属 職 名 氏 名	
北海道控除対象特定非営利活動法人 の指定の手続等に関する条例第17条 第6項の規定による職員の証 年 月 日	
北海道知事	印

写
真
印

〈裏 面〉

この証を携帯する者は、北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例第17条第1項の規定により、控除対象特定非営利活動法人の業務及び財産の状

況等を検査する職権を行うものである。

北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例（抜粋）
（報告及び検査）

第17条 知事は、控除対象特定非営利活動法人が法令、法令に基づく行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、当該控除対象特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該控除対象特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2～5 （略）

6 第1項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

7 （略）

（日本工業規格 B 8）

北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年10月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第78号

北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年北海道規則第38号）の一部を次のように改正する。

目次中「第13条」を「第13条の2」に改める。

第2章中第13条の次に次の1条を加える。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所を基準該当児童発達支援事業所とみなす場合の要件）

第13条の2 条例第61条の2の規則で定める要件は、次のとおりとする。

- 指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の数と北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第100号。以下この条において「指定障害福祉サービス基準条例」という。）第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは条例第81条において準用する条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平

成15年厚生労働省令第132号。以下この条において「特区省令」という。）第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。次号において同じ。）を25人以下とすること。 (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス基準条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは条例第81条において準用する条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）を登録定員の2分の1から15人までの範囲内とすること。 (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。 (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数及び指定障害福祉サービス基準条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは条例第81条において準用する条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第63条に規定する基準を満たしていること。 (5) 条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスを受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。 第19条中「、第12条及び第13条」を「及び第12条から第13条の2まで」に改める。 附 則 (施行期日等) 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則及び北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年北海道規則第37号）の規定は、平成25年10月1日から適用する。 （北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正）	2 北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を次のように改正する。 第16条第1号中「通いサービス又は」を「通いサービス、北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第104号。以下「指定通所支援基準条例」という。）第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は」に、「障害者」を「障害者及び障害児」に改め、同条第2号及び第4号中「通いサービス又は」を「通いサービス、指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は」に、「障害者」を「障害者及び障害児」に改める。 第21条第1項中「通いサービスは、」の次に「指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は」を加える。 北海道立青少年の森管理規則等を廃止する規則をここに公布する。 平成25年10月15日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道規則第79号 北海道立青少年の森管理規則等を廃止する規則 次に掲げる規則は、廃止する。 (1) 北海道立青少年の森管理規則（昭和54年北海道規則第74号） (2) 北海道立21世紀の森管理規則（昭和60年北海道規則第39号） (3) 北海道立トムテ文化の森管理規則（平成10年北海道規則第38号） 附 則 この規則は、平成26年4月1日から施行する。				
	<table><tr><th data-bbox="1148 1236 1607 1316">告</th><th data-bbox="1607 1236 2132 1316">示</th></tr><tr><td data-bbox="1148 1316 1607 1497"> 北海道告示第670号 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を積丹町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成 </td><td data-bbox="1607 1316 2132 1497"></td></tr></table>	告	示	北海道告示第670号 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を積丹町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成	
告	示				
北海道告示第670号 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を積丹町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成					

25年北海道告示第591号のとおりである。

平成25年10月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

所在が不明な者

積丹郡積丹町大字美国町字小泊667の6所在の森林について所有権を有する

平野 泰男

北海道告示第671号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を余市町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成25年北海道告示第614号のとおりである。

平成25年10月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

所在が不明な者

余市郡余市町栄町268所在の森林について抵当権を有する 北島 邦光

北海道告示第672号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年10月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 小樽市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志総合振興局産業振興部林務課及び小樽市役所に備え置いて縦覧に供する。）

道 監 査 委 員 公 表

監査公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した平成23年度に係る財政的援助団体等の監査の結果に基づき講じた措置について、同条第12項の規定により、知事等から通知があったので、次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部人事局法制文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成25年10月15日

北海道監査委員 丸 岩 公 充

北海道監査委員 佐々木 恵美子

北海道監査委員 太 田 博

北海道監査委員 鮎 谷 長 藏